

国保病院 5月の予定

診療日

- 耳鼻科診療日
11日・25日
受付 12:00～
診療 14:00～16:00
- 眼科診療日
10日・24日
受付 8:30～
12:00～
診療 9:00～16:00
- 婦人科診療日
10日・24日
受付 12:00～
診療 13:30～16:00
- 泌尿器科診療日
2日・9日・12日・16日
19日・23日・26日・30日
受付 12:00～
診療 14:00～16:00
- 小児科診療日
10日・17日・24日・31日
受付 12:00～
診療 13:30～16:30
- 土曜開院日
<内科> (出張医の診療)
14日・28日
診療 9:00～11:40
- 救急診療
全日救急診療を行っています。
- 特定健診(予約制)
<個人>
随時受け付けています。
- 禁煙外来(予約制)
現在受付を中止しております。

問い合わせは国保病院
(☎2-2079)まで

- 1 手続が簡単
法律の知識がなくても、一人で簡単に手続できます。裁判所の窓口やウェブサイト、申立書の書式や必要書類についてご案内しています。
- 2 費用が安い
手続に必要な手数料は、例えば、貸金10万円の返還を求めるとは500円、離婚を求めるとは1200円です。その他郵便料金が必要になります。
- 3 判決と同じ効果
話し合いでまとまった(調停が成立した)内容が守られないときは、強制執行(預金口

- 座や給与の差押えなど)ができる場合があります。
- 4 秘密が守られる
非公開の手続のため、調停になっていることは第三者にはわかりません。裁判所には守秘義務があるので、言いにくいことも話せます。
詳しくは、お近くの裁判所にお気軽に電話でお尋ねください。
また、ウェブサイトでも「裁判所 民事調停」又は「裁判所 家事調停」で検索できます！
お問い合わせ▼
函館簡易裁判所
☎0138-13812340
函館家庭裁判所
☎0138-13812350

人事異動のお知らせ (4月19日付け)

・病院事業事務局長
西山 敬二(前:生涯学習課長)

職員の懲戒処分についてのおわび

このたび、町国保病院に勤務する50代の職員が、公金の取扱において、不適正な処理を行っていたことが発覚しました。
本年3月下旬から、当該職員への事情聴取、関係者からの証言及び事実内容の調査を行ったところ、不適正な経理と非違行為が確認されたことを重く受け止め、当該職員を4月12日付けで懲戒免職処分いたしました。
このたびは、町民の信頼を裏

- 兼給食センター長
・生涯学習課長兼給食センター長
加藤 隆一(前:会計管理者兼
税務課長)
・会計管理者兼税務課長
福井 弘生(前:産業経済課産
業経済グループ)

5月の税金等の納期

固定資産税 第1期

切る事態となってしまうことを深くお詫びし、再発防止策を講じるほか、全職員に対し公金を扱う公務員としての自覚を再認識させ、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいります。